第２回単組青年部長・女性部長会議

日時　2022年８月９日（火）
　　19：00～20：00
場所　自治労会館（水戸市）
内容　経過報告・春闘総括・アンケート報告
　　当面の取り組み・各単組報告

自治労茨城

水戸市桜川 2-3-30　自治労茨城県本部
Ｅメールアドレス kenhonbu@j-ibaraki.jp
編集発行人 ＝ 千　歳　益　彦
毎　月　５　の　日　発　行
定　　価 ＝ １部５円（組合費に含む）
印 刷 所 ＝ コトブキ印刷株式会社

第２回 ユニオンセミナー

働き方のルールを学ぶ
労基法と時間外勤務上限規制

県本部は７月16日、単組の組織強化にむけて第２回ユニオンセミナーを開催しました。メイン会場を水戸市の自治労会館、ウェブによりサテライト会場を牛久市の県南会館に設定し、計11単組37人が参加しました。

水戸の自治労会館で講演を聞く参加者

牛久のサテライト会場

セミナーは千歳委員長の開校あいさつで始まり、講師に労働大学出版センター講師であり独立行政法人労働政策研究・研修機構（ＪＩＬＰＴ）の松上隆明さんを招き、労働基準法と時間外勤務の上限規制に関連した２つの講座を行いました。県本部からは「時間外縮減と人員確保」の取り組みを生井澤書記長が提起。その後は３グループに分かれ、各職場の労働実態について討論し、参加者同士で情報交換と課題を共有しました。

講師の松上隆明さん

全ての職場で36協定の締結を

第１講座のテーマは「労働基準法・労働組合法の基本的考え方」。松上さんは、労働基準法と労働組合法では労働者と使用者は「対等」の立場であり、労働条件は対等の立場において決定すべきものであると解説しました。

月45時間・年間３６０時間を超える時間外は違法であることから、長時間労働の是正のために全ての職場で36協定の締結またはそれに準ずる協定の締結が必要であり、未締結の職場では早急に締結するよう呼びかけました。

時間外労働管理の徹底を出発点に

第２講座のテーマは「時間外上限規制と職場」。年休の取得について、欧州はほぼ完全取得されることに比べると日本の取得率は圧倒的に低いことを指摘。また、働き方改革による時間外労働の上限規制は緩いことから、労働組合による不払い残業の撲滅や時間外や休日労働の賃金割増率の引き上げなどの改善につなげる取り組みと、使用者に労働時間管理を徹底させるよう組合が点検し、長時間労働の削減へつなげるよう訴えました。

県本部からは、時間外縮減と人員確保要求の取り組みについて提起し、長時間労働の是正は労働安全衛生上の観点からも人員確保の要求が重要であることをあらためて訴えました。

公務員連絡会

人勧期要求めぐり交渉

人事院への要求書提出（6月20日）

６月20日に提出した２０２２年人勧期要求に関わり、公務員連絡会幹事クラスは７月13日に人事院との交渉を実施しました。

人事院からは、本年の月例給与・一時金については今年４月から６月に実施した民間給与実態調査結果に基づき、精確な比較を行い適切に対処していく。超過勤務の縮減・上限規制など労働時間の短縮にむけて各府庁へ引き続き指導・助言を行っていくなど現時点での回答がありました。

これに対し公務員連絡会は、本年春季生活闘争は近年にない水準を達成している。そのような中、消費者物価指数は２か月連続の前年比２％を超える上昇となっており、国民の生活は強く圧迫を受けている状況。国家公務員の給与が仮に現状維持だとすれば実質的な引き下げとなり、地方公務員、民間労働者にマイナス影響を及ぼすため、一時金を含め引き上げ勧告行うよう強く求めました。

８月の人事院勧告へむけて今後は26日に人事院給与局長、職員福祉局長との交渉が行われる予定です。

賃金確定闘争の対策強化
県地公労が総会開く

茨城県地方公務員労働組合共闘会議（地公労）は７月14日、茨城教育会館で２０２２年度定期総会を開き、１年間の活動方針などを決定しました。

須之内議長（県職連合）が「今年は、12月に県議選が予定されていることから、確定闘争が１ヶ月前倒して10月中の決着が想定される。短期間の闘争となるが、今季好調となった民間春闘の勢いを味方に賃金改善へむけ取り組もう。２０２３年度から始まる定年引き上げ制度では、組合員全世代にとってより良い制度設計・運用となるよう、コロナ禍での労働組合活動の在り方も検討しながら団結して活動をすすめていこう」とあいさつしました。

教育会館で開かれた地公労定期総会

総会では、昨年８月の人事院勧告、10月の県人事委員会勧告、そして臨時国会の開会遅れによる政府の一時金の減額調整先送りのための交渉が中断し、11月26日妥結となった２０２１賃金確定交渉の経過が報告されました。また、賃金以外の取り組みとして今年９月の条例改正にむけた定年引上げ制度の取り組み、人事評価の給与反映を現在の年１回から２回に見直したいとする内容の協議経過も報告されました。

その後、決算報告、２０２２年度活動方針が拍手多数で承認されました。今年度も、賃金改善にむけ県人事委員会と対県交渉への対策強化と合わせ、段階的定年引き上げを含む労働条件改善にむけた取り組みを強化する方針が決定されました。

役員改選では、茨教組の中山委員長を議長とする役員体制が決定されました。

2022年度地公労役員体制

議　長	中山　幸男 茨教組
副議長	須之内浩二 県職連合
副議長	千歳　益彦 自治労
副議長	蓮田　斉 高教組
事務局長	藤枝　芳実 県職連合
事務局次長	園原　一恵 県職連合

視覚障害その他の理由で活字のままでこの本を利用できない人のために、営利を目的とする場合を除き「録音図書」「点字図書」「拡大写本」等の製作をすることを認めます。その際は著作権者、または、出版社まで御連絡ください。

2022生活・労働実態調査結果⑦

積極的に年休を取得しよう
安心して休める環境整備へ

春闘を取り組むにあたり県本部が実施した「２０２２生活・労働実態調査」は、31単組６３７９人から回答がありました(回収率52％)。春闘は年間の取り組みの出発点です。単組では集計結果から組合員の生活や職場の現状をつかみ、組合の要求書づくりにむけ討論する取り組みが不可欠です。賃金・労働条件をはじめさまざまな改善にむけ職場の仲間と話し合ってみましょう。

Q「１年間の年次休暇の取得日数は何日ですか」の質問では、「０～５日」18・２％、「６～10日」31・３％、「11～15日」24・５％、「16～20日」19・４％という結果でした。

年次有給休暇は、労働者が自由に取得できる権利です。２０１９年に改正された労働基準法では、年５日の確実な取得が義務付けられました。県本部青年部では毎年秋に「年休取得キャンペーン」を提起し、年休取得の向上にむけ積極的に取り組んでいます。

Q「必要な時に年次休暇を取得できますか」の質問では取得「できる」が74・８％、「できない」23・７％となっています。

Q 次に、必要な時に年次休暇を取得できないと回答した方へ「取得できない主な理由」について聞きました。

「仕事が忙しい」「人員不足」を理由に休暇が取れていないと多くの人が回答しています。これは、職場に見合った人員配置、人員に見合った業務量が適正に配分されていないことが原因と考えられます。

春闘の要求改善で一番多かった「職場の人員増」を求める声からも明らかなように、人員不足は喫緊の課題です。職場ごとの年休取得状況、業務量、時間外勤務の実態を点検し、適正な人員を求めていきましょう。

Q １年間の年次休暇の取得日数は何日ですか。

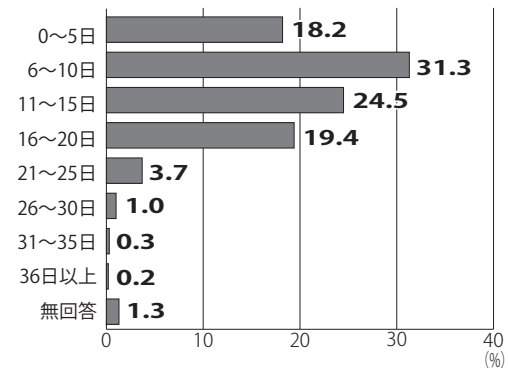

Q 必要な時に年次休暇を取得できますか。

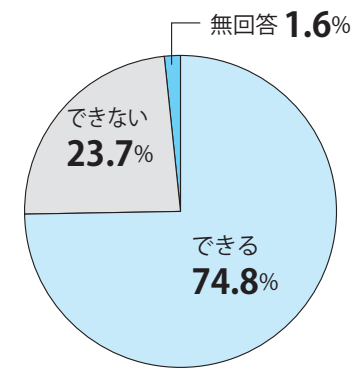

Q 必要な時に年次休暇を取得できない主な理由。

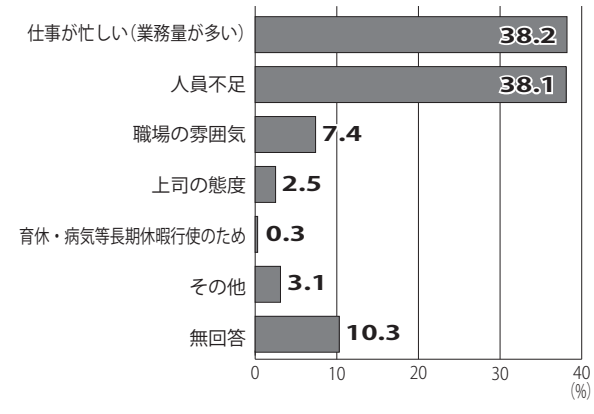

焦点Q&A

出産費用

平均46万円、足りない一時金

Q 出産にかかる費用が高額になっているとか。

A 厚生労働省の調査によると、入院分娩費用など出産費用は年々増加し、２０１９年度には全国平均で約46万円（室料差額などを除く）まで上がった。12年度は約41・７万円だったから、７年間で約４・３万円増えた。

Q そんなに高いの。

A 都市部ではもっと高額で、東京都は公的病院でも平均53・７万円、私立病院はさらに高い。民間団体が４月に発表した調査（１２２８件）では61万円以上かかった人が半数で、４人に１人が71万円以上と答えた。

Q なぜ高額に？

A 出産はいつ始まるかわからないので、医療機関は24時間体制で臨む必要がありコストがかかるそうだ。少子化で分娩数が少なくなり、医療機関の経営を苦しめていることも背景。都市部も地方も分娩に対応できる産婦人科は減少しているため、利用者が費用の安い医療機関を選ぶことができないのが現実だ。

Q 公的保険は使えない？

A 帝王切開などによる出産には適用されるが、通常分娩は全額自己負担だ。ただ、国民健康保険など公的保険から原則42万円の出産育児一時金が支払われる。だが、出産費用が高騰する中ではまったく足りない。先の民間団体調査では、一時金で費用が賄えたのは、わずか７％だった。

Q 出産一時金を増額したい。

A これまで何度か引き上げられてきたが、現行の金額は13年前に引き上げられたままだ。厚労省が実情を調査していて、今後増額が検討されるといわれる。実際の高額費用により近づけるため、「産みたくても、この金額では産めない！」といった声をみんなで届けていきたいね。

単組新役員

水戸市下水道職員労働組合
執行委員長　関　佳丘
副執行委員長　岡野　潤司
書記長　佐藤　誉幸
書記次長　堀口　直紀
執行委員　渡辺　達夫
執行委員　嵯峨　朋弥
執行委員　小林　葵
執行委員　竹澤　隼
執行委員　伊藤　実怜
執行委員　直井　功憲
執行委員　石川　達
執行委員　橋本　瑞季
執行委員　津布久　聖
執行委員　大貫　徹
執行委員　追田　元美
執行委員　五島安紗美
執行委員　門田　育子
執行委員　中口　敬太
執行委員　中田　健久
執行委員　掛札　潤
執行委員　飯村　哲
執行委員　中崎　良仁
執行委員　花麻　志寿
執行委員　柴田咲知子

笠間市職員組合
執行委員長　遠藤　仁
副執行委員長　青木　一志
副執行委員長　永井ゆう子
書記長　鈴木　英幸
書記次長　吉成　宏
書記次長　大田　壮之
財政局長　石塚　貴則
執行委員　片岡　昌之
執行委員　川又　仁実